

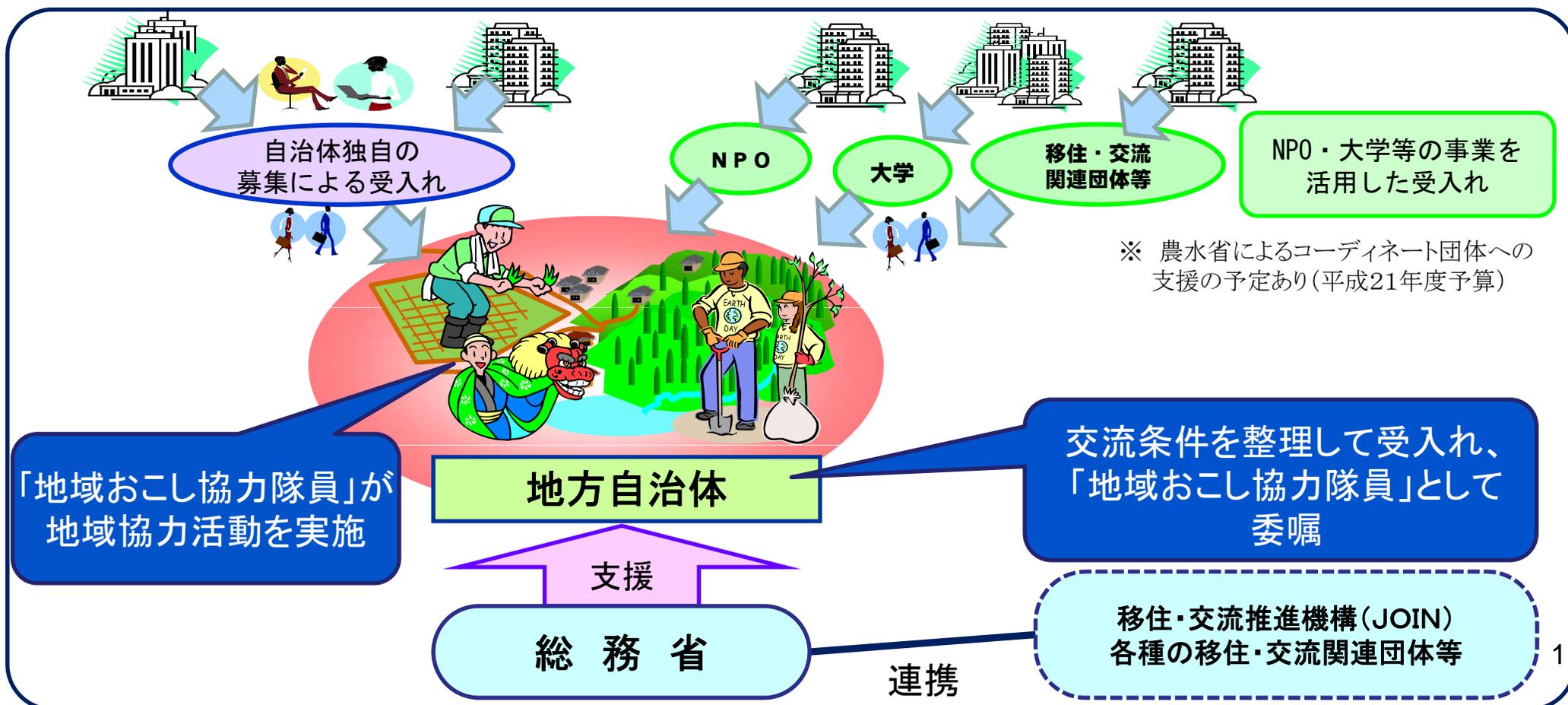
地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊について

～ 意欲ある都市住民(若者等)を、地域社会の新たな担い手へ ～

平成21年度に300人程度 3年後に毎年3,000人規模を目指す

- ・**地域おこし協力隊員**＝概ね1年以上3年以下、地域で生活し、農林漁業の応援、水源保全・監視等の地域協力活動を実施
- ・**地方自治体**＝都市住民を様々な方法で募集して受け入れ、地域おこし協力隊員に委嘱。地域協力活動をコーディネート(定住・定着に向けたフォローアップも別途実施)
- ・**総務省**＝地方自治体に対して、財政措置、情報提供等により支援



地域おこし協力隊の対象について

1 地域おこし協力隊員

- ① 地方自治体から、委嘱状等の交付による委嘱を受け、地域協力活動に従事する者
 - ② ①の委嘱に当たり、地方自治体が、その対象者及び従事する地域協力活動の内容等を広報誌、ホームページ等で公表
 - ③ 地域協力活動を行う期間は、おおむね1年以上3年以下
 - ④ 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等から過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を移動させた者
- なお、委嘱の方法、期間、名称等は、地域の実情に応じて弾力的に対応することで差し支えない。

2 地域協力活動

地域力の維持・強化に資する活動をいい、おおむね次に例示するものとするが、その具体的内容は、個々人の能力や適性及び各地域の実情に応じ、地方自治体が自主的な判断で決定するものとする。

(地域協力活動の例)

- 農林水産業への従事等
- 水源保全・監視活動
 - ・水源地の整備・清掃活動等
- 環境保全活動
 - ・不法投棄パトロール、道路等の清掃等
- 住民の生活支援
 - ・見守りサービス、通院・買物等の移動サポート等
- 地域おこしの支援
 - ・地域行事、伝統芸能等コミュニティ活動の応援等
 - ・都市との交流事業、教育交流事業実施の応援等
 - ・地場製品の販売その他地産地消の推進のための取り組みの応援等

「地域おこし協力隊」の推進に向けた財政措置について (※以下の通り検討中)

- ① 地方自治体が、「地域おこし協力隊推進要綱」に基づき地域おこし協力隊に取り組む場合の財政支援については、平成21年度から、報償費など概ね次に掲げる経費が必要となることを踏まえ、地域おこし協力隊員1人あたり350万円程度(報償費等については200万円程度)の特別交付税措置を行う。(財政力を加味した措置とするかなどについても検討中)
- ② 要綱における「生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等」及び「過疎、山村、離島、半島等の地域」の範囲をはじめ具体的な隊員の対象範囲などについては、地方自治体等の意見も参考としながら決定する。

【必要経費の例】

- 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費
 - ・都市部における募集・PR費
 - ・職員旅費
 - ・各種コーディネートを実施するNPO法人等に対する委託費 等
- 地域おこし協力隊員の活動に要する経費
 - ・報償費等
 - ・住居、活動用車両の借上費
 - ・活動旅費等移動に要する経費
 - ・作業道具・消耗品等に要する経費
 - ・関係者間の調整・意見交換会等に要する事務的な経費
 - ・隊員の研修受講に要する経費 等